

令和8年4月吉日

保護者様

豊橋市立鷹丘小学校長 中矢 政幸

「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「特別警報」
ならびに「南海トラフ地震臨時情報」発令時の児童の登下校について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、見出しのことにつきまして、下記のような対応となりますのでご確認ください。

記

1 **登校前**に豊橋市に警報が発令された場合

(1) 「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合

- ① 午前6時00分までに解除されたとき・・・・・・・・・・・・・平常通り授業を行います
- ② 午前6時を過ぎても解除されないとき・・・・・・・・・・・・・当日は授業を行いません（休校）

(2) 「大雨警報」、 「洪水警報」、 「大雪警報」が発令された場合

- ① 原則として、平常通り授業を行います。
- ② 状況によって、登校が危険と思われた場合には、自宅待機をして、天気回復後に登校（保護者同伴）の判断をしてください。（この場合は、遅刻扱いとしませんが、安全確保の面から、遅刻・欠席の連絡を必ずお願いいたします）

(3) 「特別警報」が発令された場合

- ① 登校しません。
- ② 「特別警報」が解除されても、学校から登校の連絡があるまでは登校させないでください。

2 **登校後**に豊橋市に警報が発令された場合

(1) 「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合

- ① 安全に下校することができるかと判断される際には、授業を中止して下校させます。その際、4月に報告していただく「児童引き取り者カード」の内容に従って下校させます。
- ② 下校が危険と判断した場合には、安全に下校できるようになるまで学校で待機します。

(2) 「大雨警報」、 「洪水警報」、 「大雪警報」が発令された場合

- ① 原則として、平常通り授業を行います。ただし、気象情報、通学路の状況等を判断して、特別な措置をとることもあります。
- ② 通学路が危険と認められ、また下校が困難と認められるときは、安全が確保されるまで学校で待機します。

(3) 「特別警報」が発令された場合

- ① 授業を中止し、学校待機とします。
- ② 気象情報、通学路の状況等により、引き渡しできる状況であれば引き渡しを行います。児童だけの下校はさせません。
- ③ 「特別警報」解除後も、災害の状況、および気象・道路状況等を判断し、児童が安全に下校できると判断できるまでは下校はさせません。

3 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合（以下の「キーワード」の場合）

- (1) ◀「調査中」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平常通り授業を行います
- (2) 「巨大地震警戒・注意」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・地震発生に備える対応をし、状況に応じて、校長の判断により児童引き渡し等を適宜実施します。

4 緊急時における児童の下校について

上記以外で緊急事態が発生した場合には、学校側の判断により特別な措置をとることもありますので、ご承知ください。その際も学校から連絡をします。